

社会福祉理念構築に向けての予備的考察

— 「人間の尊厳性」の検討 —

鷓 沼 憲 晴

Preliminary Study about the Ideal of Social Welfare

— A Study of Human Dignity —

Noriharu UNUMA

I. はじめに

現在、生命倫理学では、臓器生体間移植に伴う脳死問題、Dollyの誕生（体細胞核移植クローニングの成功）やヒト・ゲノムの解析から急進するクローン技術開発、女性の堕胎決定権と胚・胎児の生命尊重との道徳的ジレンマ等、高度医療技術の研究・開発に伴って生じた問題から、改めて人間の尊厳性とは何かを問うことが要請されている（棚島2001:12, 中山2002:137等参照）。

社会福祉の領域においても、生活問題がより深層化・重層化するに連れて生じた新たな問題（不登校児、児童・高齢者虐待およびDV、あるいは介助犬育成など移動手段の確保等）を対象として包含するようになり、また介護保険の導入や基礎構造改革によってサービス提供主体や利用・財源システムが転換されるにつれ、社会福祉とはいかなる根拠に基づくべきか、すなわち社会福祉理念の再検討が求められていると思う。事実、社会福祉理念を模索する理論的営為は、近年、活発化している¹⁾。しかし、社会福祉理念の基底的根拠たる人間の尊厳性の解明にまで遡っての検討は未だ少ない。それが、幾多の社会福祉理念が提起されつつも、相互検討がなされないまま併存し、一向に統合もしくは合意に至らない現状に帰結しているの

ではなかろうか。

この背景として、嶋田のいう「価値問題に立ち入らない慎重な節欲的態度（傍点：筆者、以下同）」があったのかもしれない（嶋田1999:10-11）。しかし、われわれはその態度をあえて翻すべきではないか。三宅は、「近代的社会福祉」論が「援助者個人の内なる援助活動への動機付けや原動力は、重要なものとせず…むしろ否定すべきものとした」と分析する（三宅1999:112,126）。また関家は、「いまこそ、人間存在の原点に立ち返って…思想的価値観ならびに思想的背景を整理し、明白にしておかねばならず、それを「避けて通るならば、福祉がどのように独自の技術的専門性を高め、かつそれらを構築しえたとしても、それらは政治力学のメカニズムの渦中にあるには空中楼阁にすぎなくなる」と警告する（関家 2004:3）。われわれは、社会福祉とは、むしろきわめて価値的であるということ为前提として、「人間の尊厳性」の保障という思想的原点に立ち戻り、その具体的内容を共通認識とすううえで、社会福祉理念に関する見解の検討を行い、一定の合意に達する必要があるのではないかと考える²⁾。それは法解釈学的にみても、福祉サービスの基本的理念が「個人の尊厳の保持」と明示され（社福法3条）、福祉サービスの質向上に対する事業経営者の自己努力（社福法78条等）が規定

されたことにより、何をもって尊厳を保持することとなるのか、何をもって質の高いサービスというのか、その基底の根拠たる「人間の尊厳性」が問われているともいえる。換言すれば、「人間の尊厳」の概念的考察抜きには法制度・政策の分析枠組みや評価軸を設定することができず、またそれらの具体的立案・提言も不可能なのである³⁾。

本稿は、まず人間の尊厳性に触れた先行業績の検討を行い(Ⅱ)、そこで浮上した問題の克服を念頭に、筆者なりの人間の尊厳性を素描する(Ⅲ)。最後に、それを踏まえつつ、社会福祉理念を試論的に提示する(Ⅳ)。

「人間の尊厳」という壮大なるテーマは、無論、筆者の能力で解き明かすことなど不可能であろうことは承知している。また、その多義性(西野：1993-2000)のため追求すればするほど袋小路に陥る危険もあろう。しかし、筆者は上記問題意識のもとに、他領域との関連性や展開可能性にできる限りの配慮をしつつ、あえてこの難題に取り組みたい。この無謀かつ稚拙な挑戦をご容赦いただき、ご指導賜れば幸いである。

Ⅱ. 先行業績の検討

1. 先行業績の概要

上記のように、人間の尊厳性と関連させながら社会福祉理念を論ずる先行業績は少ない。が、その少ない業績のなかで理論的傾向をあえて抽出すれば以下のように大別できよう。

第1に、人間の尊厳性の根拠を「存在それ自体」とする見解である。たとえば木原は、「その人のなした行動」=doingと「その人の所有」=havingによってその人の評価が判断される現代社会において、「存在それ自体でその人々の尊厳と普遍的価値を認めていく視点と強固な主張」が必要であるという(木原2003:126)。そしてこのような「存在優位」の発想は、「真の意味での人間尊厳と人格の尊

重につながり、ソーシャルワーカーにとって新たな知見が得られ、社会の価値観の逆転が起こる」とする。

存在それ自体を尊厳性の根拠とする見解は、アニミズムや「山川草木悉皆成仏」を説く仏教思想を原理とし、すべての現存生命に対する最大限の尊重を導く理念としては有効であると考えられる。しかし、「存在それ自体」に尊厳を認めるならば、木原のいう「真の意味での人間尊厳…につなが」るどころか「人間尊厳」そのものを否定もしくは無意味化してしまうことになりかねない。なぜなら、すべての存在(生命)が尊厳をもつとすれば、小林が指摘するように、「自然界での闘争や“弱肉強食”の法則的現象と衝突する」し、「人間が現に行っている動植物の摂食も、“有害生物”…の殺戮も、…折り合いのつかぬ行動」となってしまうからである(小林2003:38)。

人間の尊厳性を導出するためには、人間のみが持ち、かつそれが絶対的不可侵的な価値を有すると普遍的に認められるものとは何か、という視点が重要と考える。

そうした視点から導出されるのが、自律⁴⁾に焦点をあてて社会福祉(社会保障)理念を論じる第2の見解である。本稿では、その代表例として古川と菊池を取り上げる。

社会福祉研究第3世代との自覚から、背負った課題を克服すべく社会福祉学の全体像を把捉しようとする古川は、近年「自立」に関する解釈の変化を指摘する。すなわち、戦後福祉改革以来の「自助的自立」から「依存的自立」への変化である。「依存的自立」とは、「たとえ生活の一部を第三者や社会福祉制度に依存していたとしても、生活の目標や思想信条、生活の場、生活様式、行動などに関して、可能な限り生活者自身による自己選択や自己決定が確保されている状態」をいう。また「自立」の類型として、「道具的自立」たる「身体

的、心理的、社会關係的、経済的な自立」と「目的的自立」たる「人格的（全人的）自立」に分け、前者は後者の「道具的な手段」にすぎず、後者を「実現し、維持すること、そのことが人びとが生きることの目標であり、また生き甲斐そのもの」とする。そして、前者を「十全なかたちで達成しえない場合」あるいは「一部もしくは全部を喪失した場合」でも、その部分について社会的あるいはインフォーマルな「生活支援サービスの利用」によって「補強ないし代替」されうるならば、「人びとはそのような自立の道具的側面の不全を超えて人格的自立を達成し、あるいは維持することが可能である」という（古川2005:253-258,369-370）。

また、多数の社会保障法研究者によって支持され⁵⁾高く評価されている⁶⁾ 菊池馨実の主体的自由論では⁷⁾、まず「わが国の社会保障及び社会システムの一大変革期にあって、…『社会』を構成する『個人』による主体的な『生』の構築こそが重要であるとの視点が十分には示されていないように思われる」と、従来の社会保障理念に関する諸見解に疑問を呈する。その「個人」による主体的な「生」の構築とは、「『生活自助原則』ないし『個人責任原理』の側面ばかりではなく、「わが国憲法体制下にあってもそれ自体積極的に評価されるべき価値であり…、また道徳的には個人にとっての基本的な『善』なのであるとの側面」において重要とする。そして、そうした「自律した個人による主体的な生の構築」に密接に関連する社会保障の基本理念として「自由」を提起する。この「自由」の主体は、従来の学説が前提としていた「保護されるべき客体」もしくは「市民法から社会法へという歴史的展開の中で認識されるに至った現実具体的な『弱い』人間像」ではない。また、新古典派経済学にみられる「合理的経済人」でも「強い個人」を想定しているのでもない。そこで「念頭に置かれるべき人間像」とは、「現に存在す

る社会経済的な力関係の格差を踏まえた上で、かつそれを補完するための諸方策を不可欠としながら、なおも自律的主体的な人間像」である。そして、このような人間像は、「重度の痴呆高齢者や知的障害者などに対しても、『自律に対する潜在的能力』を発揮し、『選択』や『参加』を行う能力の欠如を適切に補完するための法制度の整備という規範的要請を、より強力かつ明快に導くことができる」とする（菊池2000:124,144-146,252）。

2. 両者の見解への疑問

両者の見解（以下、人格的自律論とする⁸⁾）は、社会福祉理念の再構築を試みる筆者にとって大いに示唆的である。とりわけ、人間像の解明から理念を導き出すという展開は、今後、社会福祉理念を探る上での論理パラダイムとなろう。しかし、人格的自律論に対し以下のような疑問がある。

① 人格的自律の抽象性？

人格的自律論は、自律的な人間像を前提とし、そうした人間像を実現するための支援を理念と置く。しかし、それのみでは理念の枠組みを提示したに過ぎず、社会福祉独自の理念には未だ至っていないのではないか。なぜなら人格的自律的人間像は、菊池が指摘するとおり憲法が評価・支持する人間像であり、教育・医療・雇用・住環境等あらゆる法制度および公的施策が、それに向かい実現することを目的として制定されるべきだからであり、人格的自律論はそれを再確認したに過ぎない。

社会福祉独自の理念を明らかにするには、人格的自律に向かうことを前提としつつ、より具体的な人間像が求められると考える。

② 所与としての人格的自律？

人格的自律論は、人格的自律に至る過程については一切触れていない。あたかも人間に生まれながらに備わっているかのように、もしくは加齢とともに必然的に達するかのよう捉えている。そ

の意味で人格的自律論は、静態的・無時間的人間をモデルにしているように思われる。人格的自律は決して先天的に備わっているものではない。また必然的に人格的自律の人間へと変成していくわけでもない。そうした人間として育まれていくのである。

人間は、動態的・歴史的存在である。胎児の時期からを対象とする社会福祉（児童福祉法第4条）であるからこそ、人格的自律へいかにして向かうのか、その過程を明らかにすることが、人間の尊厳性解明の前提である。

③自己完結的な自律？

人格的自律論は、「生活者自身による自己選択や自己決定」（古川2005:254）あるいは「自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現」（菊池2000:140）と、孤立的もしくは排他的な主体を想定しているように思える。自己決定の方向付けやいかなる内容の生を構築するかは、確かに個人自らの価値観に基づくものであろう。しかしその価値観には、保護者、兄弟、友人、学校、社会教育等を通じて吸収したものも含まれる。「自己決定や自己選択」あるいは「主体的な生の追求」に不可避免的に流入する他律性をも視野に入れなければ、結局、人格的自律論は、理念モデルたる「強者としての個人」に適用されるにすぎない空論となるのではないか。われわれは、「他律、依存、そして差異を不可欠な構成要素とした上で自律がある」（棚瀬 2002:150）という認識を前提とすべきである。

Ⅲ. 人間の尊厳性

1. 尊厳性の視点—自我の社会的形成と人格としての社会関係

上記人格的自律論に内在する問題を克服する上で重要な示唆となるのが、Mead, G. H. の社会的自我論と Kaufmann, A. の関係存在論的人格論である。

Mead の社会的自我論においてとりわけ筆者が着目するのは、自我（self）の形成過程である。ここに、上述人格的自律論における問題②の克服、すなわち人格的自律に至る過程を解明する手がある。

Mead は自我に対する社会過程の時間的・論理的先行性を主張する。自我は、「意味のある他者」との関係において、自分に対して他者がもつ期待・感情・意図・態度等を取り込むことで形成される。社会関係の拡大に伴い、他者の多様な期待が組織化された「一般化された他者」を通じ、自我はさらに大きく展開することになる（「Me」としての自我）。しかし、複数の他者からもたらされる期待や感情等は、時として対立や矛盾を抱えるものとなり、それによって自我も分裂され、歪められてしまう。こうした「問題状況」において人間は、行為を停止し「遅延反応」を起こす。その間、内省的思考において、問題点が明らかにされ、解決の新たな方策が仮説として作り出される（「I」としての自我）。そして、その仮説に基づく行為によって問題が解決され、状況が再構成され、過程の継続が可能となる。このように自我は社会（関係）によって育まれるものではあるが、「社会的態度の単なる組織化」ではなく、社会を変革あるいは新たに創出する主体性・創造性をも併せもつのである（Mead, G. H. 1934:135-226=1973, 稲葉・滝沢・中野訳146-239）。

こうした他者との関係を人格として、すなわち尊厳性あるものとして捉えようと試みるのが、Kaufmann である。Kaufmann は、法の歴史性と不可任意処分性という相反する性格を「関係性」という概念から弁証法的に止揚しようとする。その中で人格も同様に、他者との関係性のもとで概念づけられる。Kaufmann によれば、従来の人格概念は、西洋哲学における古典的な実体的存在論の範疇—すなわち対象として認識可能で、認識主

体と対立できる実体的かつ物的な客体としての人格一で捉えられてきた。が、人格は単なる対象であるばかりでなく、常に「関係的存在 (relationales Sein)」でもある。人間は、他の人格や関係事物に差し向けられることにおいて、自らを完成するものであり、人格は、関係づけるものと関係づけられるものの構造的統一である。人間は個々に存在するのに対し、人格は、人間の“間”にのみ存在するのである (Kaufmann, A 1984:96=1996, 上田・竹下・長尾他編訳101, 1986:274=1996, 上田・竹下・長尾他編訳129)。Kaufmannの見解は、上述人格的自律論における問題③の克服、すなわち人間の尊厳性を他者との関係から考察する手がかりとなり得る。

以上から、まず人格的自律に至る過程を他者との関係という視点を含みつつ筆者なりに解明し、その後、人間の尊厳性について模索していく。

2. 人格的自律への過程

われわれは、常に他者との関わりの中で生きている。われわれは、生れ落ちた時点から、すでに保護者、兄弟との関係を有し、さらに友人、教員、近隣住民へと関係の網の目を拡げていく。その中で、われわれは3つの自我⁹⁾を形成する。

第1に、他者からの役割期待を受けとめる自我である。われわれには、保護者から求められる子どもとしての役割期待、集団遊びの中での友人から求められる役割期待、教員から求められる生徒・学生としての役割期待、職場から求められる労働者としての役割期待、社会から求められる社会人としての役割期待等が絶えず向けられている。同時に各役割期待の根拠となる価値観の習得も同時に求められる。われわれはそれらを他者と共通の言語・身振りを介したコミュニケーションによって受けとめ、その役割を指示通り遂行し、その価値観に従って思考しようとする。こうした自我を

「他律的自我」としよう。

第2に、関係の網の目が広がれば、同様の役割を果たそうとする際に、自分とは違う手段・方法を採用したり、対立する他者が出現する。また役割を付与する他者についても、これまで遂行してきた役割とは相違する、あるいは相反する役割を求める者も出現する。これら他者の存在は、自分を動揺・混乱させ、「他律的自我」によって無意識的・無条件的に遂行してきた役割を意識の俎上へと顕在化させる。そうして、他者とは違う自分、個としての自分を自覚するのである。森岡が「他者がやってきて、私を襲い、いままで確かなものだと思っていた様々なものごとを、揺るがせ、私をはげしい動揺に追いやっていく。そして私は謎に直面し、頼るものを失い、見たくないものに直面させられ、おろおろし…」と表現する自我である (森岡2001:357)。これが第2の自我であり、「個としての自我」としよう。

そして、自らに付与された役割・価値観を客観視して内省し、その妥当性を何らかの形で根拠付け、再度その役割・価値観を自らのものとしていくか、もしくは必要に応じてその役割・価値観を修正し、再構成していく。この新たな役割・価値観に基づき行為を遂行する自我が第3の自我である。また第3の自我は、役割を提示する他者に逆に働きかけ、自らに期待される役割を変容させる。あるいは同様の役割期待を担う他者 (集団) と互いの価値観を提示しながら討議し、他者の「個としての自我」を芽生えさせ、さらには役割・価値観の修正・再構成を促すこともある。こうした自我を「自律的自我」としよう。

以上のように、われわれは、他者にひたすら依存し続ける他律的存在でもなく、排他的な完全自律的存在でもない。われわれは、役割・価値観を無条件に受け入れ、忠実にその役割をこなす「他律的自我」から、「個としての自我」の覚醒を経て、

役割・価値観の妥当性を問い独自の役割・価値観を創造する「自律的自我」の確立という過程を歩む存在なのである。

3. 人間の尊厳性—「関係形成的—自律過程的 人間像」

① 人格的自律論の基底的問題

従来人間像は、人間が普遍的価値のあるものとして捉える「何か」を有する存在(=人間)に尊厳性を付与してきた。その「何か」を有することを尊厳性の根拠とし、あるいは尊厳性有無の判断を、その「何か」の有無で析出する論理方法は、古代神学からカント哲学を経て現代のパーソン論にも継受されるパラダイムである。

このパラダイムは明瞭なる「尊厳性」の根拠を導き出すが、しかし、その「何か」が厳密化されるほど、その「何か」を有さない人間、すなわち尊厳性を認められない人間が必ず出現する。高井は、「何か」を有する人間に尊厳性を付与し、「標準」とした場合、「本当に他者の補助を必要とする人に不利に働く可能性があるのではないか」という疑問とともに「『標準からはずれた人』という烙印を押され、差別的待遇を受けるおそれ」を指摘する(高井1999:72)。また石崎は「規範的人間像を基礎に置く近代的人権概念が、限りない差別化、マイノリティー集団間の分断の論理にもなるというやりきれない現実」を危惧する(石崎2000:51)。このように、普遍的価値のある「何か」を有することを尊厳性の根拠とする見解が支持されるほど、「何か」を有さない人間が、たとえその「何か」を有する「潜在的能力」(菊池2000: 146,252)があるとしても、ラベリングや差別の対象となる危険性がある。また、その「何か」を有さない人間の中でも、さらにその有さない程度における分断化・序列化が生起する危険もある。

「何か」を有することに尊厳性を付与するという

パラダイム(すなわち「所有説」)では、必然的にそれを有する者と有さない者とを峻別してしまうという限界がつかまとう。人格的自律論もそれに該当することはいうまでもない。しかし、その「何か」を抽象的に捉えたり、あるいは木原の見解のごとく「存在」そのものに尊厳性を見出すとすれば、逆に人間の尊厳性を希薄化させてしまう。

そこでわれわれは、改めてすべての人間が該当し、なおかつ尊厳たる価値であるとすべての人間が認める条件を考察しなければならない。以下、私見を述べたい。

② 人格的自律に至る過程

われわれは、生来的に人格的自律の人間ではない。また必然的に人格的自律の人間になるわけでもない。他者との関係形成および他者との相互作用から「他律的自我」、「個としての自我」、「自律的自我」へと至り、それによって人格的自律の人間へと近づいていく存在である。

しかし、われわれは、人格的自律に到達することはきわめて困難である。

人格的自律とは、上記3つの自我を踏まえれば、すべての生活部面において自律的自我に基づく行為を恒常的に完遂できる状態といえる。けれどもわれわれは、新たな他者との関係形成の度に「他律的自我」による役割・価値観の習得を起点とした新たな人格的自律への過程を進み、それを人生のなかで幾度となく繰り返していく。また、ある特定他者との長期にわたる関係においても、これまで気づかなかった、あるいは変化した当該他者の価値観との衝突から、「個としての自我」の覚醒に遡ることもある。さらに親密な関係のなかでさえ、あるいは親密な関係だからこそ「個としての自我」が疑問に感ずる役割期待をそのまま履行してしまう、すなわち「自律的自我」を封殺する場合もある。つまり、われわれは他者との関係を形成・維持していく限り(そしてそれは社会的存在

たるわれわれにとって不可避でもある)、「他律的自我」、「個としての自我」、「自律的自我」の過程をくり返し歩み、あるいは立ち止まり、あるいはその過程を遡及する。だからこそ、われわれは人格的自律へと近づいてはいくが、完全なる人格的自律的人間になることは困難なのである。

われわれは、「人格的自律」という一定の水準なり基準に尊厳性を求めるのではなく、こうした人格的自律への過程を歩んでいる状態こそ尊いものであるとする認識が必要ではなからうか。

成長するにつれて様々な他者と出会い、関係を形成し、その中で「他律的自我」による役割・価値観を得る。この際の「他者」は各個人ごとに違い、したがって獲得する役割・価値観も個人ごとに異なる。「個としての自我」による役割・価値観の意識化や妥当性の検討の際も、そして「自律的自我」に基づく役割・価値観の創造の際も、どのような役割・価値観に疑問を感じ、いかに創造するかは、それぞれがそれまでに出会い、関係している「他者」によって違うであろう。要するに、人格的自律への過程は、個々人それぞれが接触してきた「他者」との関係の集積なのである。それは、個々人が社会のなかで人間として生き続けている証明でもあり、何ものにも代え難い個々人の人生、生き様そのものである。われわれはそこに尊厳性を見出すのである。

人格的自律への過程を歩む速度は、心身状態等により個々人によって相違するであろう。また個々人の人生のうちでも、その速度に変動があらう。自分には処理しきれない役割を抱え込み立ち止まったり、「他律的自我」が受け止めた役割・価値観と「個としての自我」との内的葛藤の苦しさから逃避している者もいるだろう。しかし、われわれはみなすべて、人格的自律可能性を有する者として、自らが築いてきた無二の過程に存在し、志向し続ける存在なのである。

人格的自律の状態に達した人間のみを尊厳たる存在ととらえ、またその行動に「善」なる価値をおくがために、心身状況から人格的自律が困難である者をその「潜在的能力」をもつ存在として掬い上げるしかない菊池の見解とは、この点で相違する。

③ 他者との関係形成

上記3つの自我の形成に不可欠であるのが、他者との関係である。「他律的自我」は保護者、兄弟、友人、教育者ら他者との関係を通じて自らに向けられた役割を忠実に履行する自我であった。これにより、われわれはヒトという生物から人間へと育てられていくのである。また、関係の拡大とともに様々な役割・価値観が集積され、それらどうしでの矛盾から内的葛藤が生じる。そこに「個としての自我」の萌芽があった。村松は、「自己のアイデンティティーを問い、より複雑で高度な自己理解を求めれば、自ずと他者との異なりからくる摩擦が焦点になる。異質さとの接触に、自己への回帰の基盤がある。そして、この接触が他者との関係なのだ」とし、「他者の視線の被曝なくして、人格はあり得ないのだ」と述べる(村松2001:212-216)。村松のいう「異質」との「接触」・「摩擦」による、そして「他者の視線の被曝」による「自己への回帰」こそが、まさに「個としての自我」なのである。さらに役割・価値観の内省を踏まえ、「自律的自我」に基づいて主体的に行動していく際にも、他者とその行動を尊重もしくは協力・共同するという関係がなければ遂行し得ないであろう。

そして、だからこそわれわれは、ある他者を自

らにとってかけがえのない存在と思い、その他者との関係を少しでも長く持続したいと望み、またその他者との関係が消滅する未来に対し恐怖する。すなわち、現前する他者との関係そのものに「尊厳性」を認めるのである。これは、森岡のいう「他者論的リアリティに基づく人間観」、すなわち「ある人間を大切にしようとする人々の関わり合いがなければ、その人間は尊厳ある存在として、社会のなかに立ち現れ」ず、また「人間の尊厳は、その人を取り巻く人と人との関係性を離れて、それ自体で確保されるわけではない」という見解と共通する(森岡2001:123)。また、「組織や人間を、二元論や要素還元・個体還元主義でとらえるのではなく、関係論的な観点からとらえ直す」必要性を指摘し、社会福祉思想を「共生」とする高田や、人間のニーズたる「品位ある生」を実現するために「単に帰属する場所」のみならず、「理解し合える関係性を作り出す援助…」を保障し、「尊厳」を多様な関係性のなかで保障する援助が求められるのではないかと提起する岩崎の見解とも重なる(高田2003:156, 岩崎 2002:120-121)。

「社会関係的」自立を「道具的自立」の1つとし、「目的的自立」たる「人格的(全人的)自立」の「道具的な手段」とみなす古川の見解とは、この点で相違する。

以上のように、われわれは、人間の尊厳性を、人格的自律への過程に存在する点に、またその過程に不可避かつ不可欠である他者との関係に見出す。そして、既述のように他者との関係は人格的自律への過程において絶えず先行することから、尊厳たる人間像を「関係形成的—自律過程の人間像」としよう。

4. 付記—想定される問いに対する応答—

ここでは、上記私見に対して考えられ得る以下の問いに回答するかたちで、上記私見をさらに明

瞭化していく。

第1に、そもそも「人間の尊厳性」自体が社会福祉の理念的根拠となりうるのか、という問いである。この問いは、たとえば岡村重夫の見解等に見られる、「人間の基本的欲求」の充足こそが社会福祉ではないか、との認識から生じるものであろうか。とすれば、「人間の基本的欲求」がなぜ充足されねばならないのか、そしてさらに「人間の(それは「有機物の」、では決してない)基本的欲求」は何を根拠に導き出されたものなのかを想像すればよい。少なくとも市場ベースに乗った福祉サービスに完全移行していない現段階において、人間を対象とし人間による人間的な関わりを手段とする社会福祉は、その理念において価値志向性=我々はどこに向かうべきかとの視点を不可欠とする。それすなわち、「人間の尊厳性」そのものである。

第2に、なぜ本稿は、MeadとKaufmannの見解を理論的基盤とするのか、という点である。周知のとおり、人間性を探求する思想には、個・自由を根拠とする方法論的個人主義と、関係性や共同体を前提とする関係主義・相互行為論の二大潮流がある。後者のうちとりわけ近年の社会福祉理論に影響を及ぼしているものとして、Minow, M, Noddings, N, Gergen, K. J. 等の見解があろう。また現象学、質的研究、エスノメソドロジー等の認識・研究方法も深く関連するといってよい。しかし、「自律」と「関係性」という二項対立を「尊厳性」という視点で止揚することを意図する本稿にとって、MeadとKaufmannの見解は極めて示唆に富むものである。

Meadの「社会的自我」については、人間を「自律」と「関係性」の両面から捉えつつ、徹底した「関係性」の優先性を主張する点において特徴的であり、それこそ本稿が採用する理由である。こうした見解はMead以降のシカゴ学派においても継承されてはいる。しかし、実証研究方法やツ-

ルが開発されていくにつれ、「シンボル」、「役割」、「自我」、「相互作用」等、分断されたキーワードごとに議論されるようになり、ヒトが人間になっていくプロセスを鳥瞰するような理論構築から遠ざかっている感は否めず、本稿の目的からして、それらMeadの後継者たちの見解を採用することはできない。

また、Kaufmannを採りあげるのは、自律とともに「他者との関係」そのものを「人格」として捉える視点を提示しているからに他ならない。上記のごとく関係性や共同体を前提とする認識・研究方法は少なくない。しかし、それを自律との関係を考慮しながら「人格」＝人間の尊厳性として取り扱う見解が他にあるであろうか。Kaufmannの見解は、そうした意味において独自性という輝きを未だ放っているのである。

なお、KaufmannはPeirce, C. S.の見解を非常に高く評価しており(Kaufmann, A (1986) 257)、プログラマティックな認識・分析方法という意味で両者の共通項は少なくない。よって、全く無関係なもの、何ら脈絡のないものをつなぎ合わせているという批判も、本稿において妥当しない。

留意してもらいたいのは、本稿はMeadやKaufmannの見解を採用すること、あるいは彼らの論理的正当性を論証することが目的なのではないという点である。したがって読み手側が支持あるいは心酔する理論を持ち出して、なぜFreudではないのか、なぜRogersではないのか、なぜHusserlではだめなのかと迫る問いは一切意味を持たない。本稿にとってのMeadとKaufmannの見解は、私見を導出するための手がかりに過ぎず、よって誰彼を採りあげているか否かで本稿を評価するのではなく、あくまで私見の論理的整合性や展開可能性という点において検討して頂きたい。

第3に、本稿は、「関係形成的—自律過程の人間像」を採用し、すべての人間にその人間像を適用

することで、「人格的自律的人間像」による序列化や排除の危険性を打破しようと試みるものであるが、しかしそれは、本稿が批判するもう一つの見解、すなわち木原のいう「存在それ自体」と変わらないのではないかと、との批判である。

冒頭に述べたとおり、本稿の目的は尊厳性の根拠そのものを解明することにある。よって、結果的に本稿および木原の見解いずれもが人間すべてを尊厳の対象とすることから、本稿および木原の見解が同旨であるとするのは、あまりにも短絡的かつ単純な思考である。

あらためて言う。「存在」そのものに「人間の尊厳性」の根拠を付与することは(感情論や宗教論ではまだしも)、到底できない。他の一切の存在物にはないもので人間が普遍的に持つもの、なおかつそれを尊いと認めるもの、それこそが、「人間」の「尊厳性」なのである。帰結部分のみではなく、そこに至る根拠を踏まえれば、本稿と木原の見解が全く相違するものであることは明白であろう。

IV. 社会福祉理念

上記のように人間の尊厳性をとらえれば、社会福祉の理念は、「福祉サービス利用者が、他者との関係形成および他者との相互作用を図り、『自律的自我』に基づく役割・価値観を創造し、かつその役割を遂行することができるような支援」となろう。

これを、さらに援助場面における理念として具現化するならば、以下となる。

第1に、「他律的自我」における役割・価値観の習得場面においては、まず、福祉サービス利用者が様々な他者との関係を取り結ぶ中で、様々な役割期待や価値観を受け取ることができるような支援が求められよう。その際、心身の未熟あるいは何らかの障害ゆえに他者との関係を取り結ぶ機会を自ら作ることが困難ならば、その機会を提供するという支援が考えられる。また、自ら関係を取

り結ぶ手段、すなわち言語や身振り等によるコミュニケーション手段が不十分ならば、利用者自身が関係形成をし得るような手段を探し出すか、作り出す支援がある。あるいは利用者と他者のコミュニケーションや関係を取り結ぶ媒介としての支援も場合によって必要となろう。さらに、これら関係形成の機会や手段の確保を尽くしても他者との関係形成が不可能もしくは不十分であるならば、援助者自身が利用者にとっての他者となり、様々な役割・価値観を提供するという支援が必要であろう。

第2に、「個としての自我」形成場面においては、ある役割・価値観に対する疑問・葛藤を自覚するための支援、ある役割・価値観に対し疑問が生まれた自分を否定せず、それを自己認容できるような支援、なぜ疑問が生まれたのかを内省するための支援等があるだろう。

第3に、「自律的自我」による自らの役割・価値観の創造においては、「個としての自我」を踏まえた自らの役割・価値観創造に向けた支援、新たに創造した役割・価値観に基づく行動を他者に理解・尊重してもらうための機会確保の支援、他者に理解・尊重してもらうための場において発言を支援したり発言そのものを代行する支援、新たな役割・価値観に基づく行動を遂行するため他者に協力要請するための支援、役割・価値観に基づく行動の援助者自らの支援等があげられよう。

いずれの場面においても重要なのは、まず、人格的自律(状態)にのみ尊厳性を認めるのではなく、人格的自律に至る過程に存在していることに尊厳性を認める点である。それは、重度心身障害者や認知症高齢者も、あるいはその過程において立ち止まっている者も含め、すべての人間が該当する。社会福祉援助者には、利用者に対し、互いにその過程を歩む同士であるとの認識が求められよう。また、その「人間の尊厳性」を基底的思想

とした上で、その過程を歩む際に不可避・不可欠な「他者との関係の形成・相互作用」を支援の具体的理念とすることである。よって食事・入浴・排泄等の日常生活動作の支援、経済的支援、移動手段の確保等は、あくまで利用者のより広範な他者との関係形成およびその相互作用の手段であり、それ自体が目的ではないことが留意されねばならないであろう。さらに、社会福祉援助者にとっての利用者は、援助者自身の人格的自律への過程を歩む上で、貴重な「他者」の一人であるとの認識も重要であろう。

V. むすびにかえて

近年、米英の「倫理綱領」や理論動向に触発され、わが国でも社会福祉の価値・倫理についての考察が漸増している(秋山・井岡・岡本・他編2004:306-401, 狭間2001:16等)。しかしそうした考察も、人間の尊厳性および社会福祉理念の解明なくしては導出し得ないと考える。また、人間の尊厳性に貫徹された法政策・制度研究は、近年の財源縮小を所与とする機能的見解に対してのカウンターセオリーとなり得るであろう。さらに、サービスや声かけの一つひとつが人間の尊厳性に裏打ちされた援助技術であると確信できれば、自らの行為に自信が持てず苦悩し、あるいは燃え尽きかけている職員を再び奮い立たせる一助となるだろう。

本稿がその嚆矢となれば幸いである。

参考文献

- 青山良子(2004)『福祉の価値と倫理 いのち・ひと・生活』考古堂書店。
 秋山智久・井岡 勉・岡本民夫・他編(2004)『社会福祉の思想・理論と今日的課題』筒井書房。
 秋山智久・平塚良子・横山 稔(2004)『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房。
 石崎 学(2000)「僕らの生き苦しさ与人権論—

- 憲法学における人権論の解体のために— 憲法理論研究会編『憲法基礎理論の再検討』敬文堂。
- 岩崎晋也 (2002) 「なぜ『自律』社会は援助を必要とするのか—援助機能の正当性」古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・ほか『援助するということ』有斐閣。
- 遠藤美奈 (2003) 「『健康で文化的な最低限度の生活』再考—シティズンシップの視点から—」社会保障法18号。
- 尾形 健 (2003) 「『福祉』問題の憲法学—「自由で公正な社会」における社会保障制度の意義」ジュリスト1244号。
- 菊池馨実 (2000) 『社会保障の法理念』有斐閣。
- 木原活信 (2003) 『対人援助の福祉エートス』ミネルヴァ書房。
- 倉田 聡 (2003) 「社会連帯の在所とその規範的意義」民商127巻4-5号。
- 小林直樹 (2003) 『法的人間的考察』岩波書店。
- 笹沼弘志 (1999) 「現代福祉国家における自律への権利」法の科学28号。
- 嶋田啓一郎 (1999) 「福祉倫理の本質的課題—主体性の黄昏と人格価値—」秋山・高田編『社会福祉の思想と人間観』ミネルヴァ書房。
- 住谷 馨・田中博一・山辺朗子 (2003) 『人間福祉の思想と実践』ミネルヴァ書房。
- 関家新助 (2004) 『西洋哲学思想と福祉 人権思想を中心に』中央法規。
- 高井裕之 (1999) 「自己決定能力と人権主体」公法研究61, 70-81。
- 高田眞治 (2003) 『社会福祉内発的發展論』ミネルヴァ書房。
- 竹中 勲 (2001) 「社会保障と基本的人権」日本社会保障法学会編『講座社会保障法1巻』法律文化社。
- 棚瀬孝雄 (2002) 「共同体論と憲法解釈 (下)」ジュリスト1227, 138-150。
- 中山 将 (2002) 「人間の尊厳について」高橋編『ヒトの生命と人間の尊厳』九大出版。
- 西野基継 (1993-2000) 「人間の尊厳の多義性」(一)~(八) 法経論集131-135号, 149号, 150号, 153号。
- 櫛高次郎 (2001) 『先端医療のルール—人体利用はどこまで許されるのか』講談社。
- 狭間香代子 (2001) 『社会福祉の援助観—ストレングス視点/社会構成主義/エンパワメント』筒井書房。
- 古川孝順 (2002) 「社会福祉援助の価値規範—社会と個人の交錯するところ」古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・他『援助するということ』有斐閣。
- 古川孝順 (2005) 『社会福祉原論 [第2版]』誠信書房。
- 三宅敬誠 (1999) 『宗教と社会福祉の思想』東方出版。
- 村松 聡 (2001) 『ヒトはいつ人になるのか』日本評論社。
- 森岡正博 (2001) 『生命学に何ができるか』勁草書房。
- Kaufmann, A. (1984), *Gedanken zu einer ontologischen Grundlegung der juristischen Hermeneuti*, in: Kaufmann, A., Beiträge zur Juristischen Hermeneutik, Carl Heymanns Verlag KG. (=1996, 上田・竹下・長尾他編訳「5 法学的解釈学の存在論的基礎づけのための思想」『法・人格・正義』昭和堂。)
- Kaufmann, A. (1986), *Vorüberlegungen zu einer juristischen Logik und Ontologie der Relationen-Grundlegung einer personalen Rechtstheorie*, Rechtstheorie 17. (=1996, 上田・竹下・長尾他編訳「6 法学的な関係論理学と関係存在論のための予備的考察—人格的法理論の基礎づけ—」『法・人格・正義』昭和堂。)
- Mead, G. H. (1934), *Mind, Self, and Society*,

(Morris, C. W., ed). The University of Chicago Press. (=1973, 稲葉・滝沢・中野訳【精神・自我・社会】青木書店.)

注

- 1) 本文で取り上げたものの他、住谷・田中・山辺(2003), 秋山・平塚・横山(2004), 青山(2004)等がある。
- 2) 嶋田も本文引用後の文章において、「社会福祉学の直接に係わる広域的あるいは基礎的価値の段階にあっても、…必然的に合意形成に導き得る共通の価値観が存しないと考えることは、決定的に誤っている」とする(嶋田2000:11-12)。
- 3) 「ノーマライゼーション」, 「Q. O. L」, 「個人の尊重」, 「自己決定」等、これまで注目された理念すらあまりにも直輸入的であり、社会福祉学として咀嚼され練磨されたものではない。また関連領域から参入した研究者による膨大な実証分析は、(残念ながら)今や社会福祉学の大きな主流となっており、さらにそうした実証研究こそ社会科学たる社会福祉学に相応しいと評する者もいるが、それによって産出されるデータ群がどのような意味を持つのか、どのようなことに貢献するのか、あるいはその実証研究そのものが社会福祉学というカテゴリーに属する内容のものなのか否かについて、本家たる社会福祉学者が一向に提示できない現状がある。その結果、社会福祉研究に属すると見なされるカテゴリーは無尽蔵に膨れあがりつつも、その内容は実に薄弱である。
- 4) 周知のとおり、人間の尊厳性の根拠を自律に求めたのは Kant, I である。Kant は、人格は、自らの立法者としていかなる他者にも下屬しないからこそ絶対的価値を有するとし、よって目的それ自体として扱うべきとした。その人格の核心が意志の自律であった。Kant の人間観は、

現代における哲学および人権・倫理思想において継受されている。

- 5) 笹沼(1999:96-105), 遠藤(2002:137-151), 尾形(2003:108-115)等参照。
- 6) 竹中(2001:36), 倉田(2003:618-623)等参照。
- 7) 菊池は、「人間の尊厳」が「安易に用いられ」ており、また自らを「リベラリズム」として位置づける点から、あえて「自由」とする(菊池2000:140,142)。
- 8) 古川が「人格的自立」を使う意図は定かではない。しかし、それが本文引用の「生活者自身による自己選択や自己決定」を意味しているならば、自律(=Autonomy)に他ならない。また、哲学・憲法学において「人格的自律」が常用されることから、さらに古川自身が別稿で「人格的には自立した生活」を「自律的な生活というべき」としている点からも(古川2002:55), 本稿では菊池の見解と併せて「人格的自律論」と称する。
- 9) 本稿でいう「自我」は、フロイト精神分析学や臨床心理学にいう「自我(ego)」ではなく、Meadのいう「自我(self)」である。「自我」の多義性については承知しているが、適切な語句が見あたらず本稿ではそのまま「自我」としている。ちなみに、本文にある「他律的自我」は Mead の「me」に、「自律的自我」は「I」に近似する概念である。